明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○小売電気事業の登録の申請等に関する省令（経済産業五八）　一
〔告　示〕
○公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（財務二四七）　八
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（同二四八）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
沖縄振興開発金融公庫第四十三事業年度財務諸表、日本税理士会連合会平成二十六年度の決算、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三九
会社その他
会社決算公告　四二

省　令

○経済産業省令第五十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の三第一項及び第二項、第二条の十三第一項から第三項まで並びに第二条の十四第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。）並びに第二十七条の十六第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、小売電気事業の登録の申請等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

小売電気事業の登録の申請等に関する省令

（用語の意義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（小売電気事業の登録申請）

第二条　法第二条の三第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2　法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行う小売電気事業以外の事業の概要

3　法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二　様式第二の小売電気事業遂行体制説明書

三　様式第三の苦情等処理体制説明書

四　申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

五　申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

六　申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売電気事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

七　申請者が広域的運営推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が広域的運営推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

4　経済産業大臣は、法第二条の三第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（供給条件の説明等）

第三条　法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一　当該小売電気事業者の氏名又は名称及び登録番号

二　当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称

三　当該小売電気事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

四　当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯